



本美濃紙（ほんみのし）
 ・国指定重要無形文化財
 ・ユネスコ無形文化遺産

写真提供：一般社団法人岐阜県観光連盟

第54期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時
 2021年3月25日(木曜日) 午前10時
 (受付開始:午前9時)

開催場所
 じゅうろくプラザ 2階 ホール
 岐阜県岐阜市橋本町一丁目10番地11

決議事項
 第1号議案 剰余金の処分の件
 第2号議案 株式移転計画承認の件
 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)
 9名選任の件
 第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

DSK 株式会社 電算システム
 証券コード 3630

新型コロナウイルス感染拡大防止 に向けたお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様には株主総会当日のご来場は可能な限りお控えいただき、事前に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

また、本年はお土産の配布を取りやめさせていただきます。

何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧ください。
<https://p.sokai.jp/3630/>



株主の皆様へ

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに、株式会社電算システム第54期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

コロナ禍で皆様におかれましてはご苦勞も多いと拝察しております。どうかお気をつけてお過ごしください。

さて第54期は、当社にとってM&A（企業の合併と買収）、それに増資と出来事が多い年になりました。M&Aではピーエスアイ社を100%子会社にすることができました。ピーエスアイ社はセキュリティの会社で、海外の会社（フォーティネット社、ダークトレイス社、チェックポイント社など）の一次代理店です。M&Aと同時に当社にもセキュリティ事業部を立ち上げて、セキュリティに強い電算システムとしてのブランディングを図る所存です。

そして増資です。100万株を増資（発行済み株数の約1割）して約33億3千万円もの資金を得ることができました。これもひとえに皆様のおかげと感謝いたしております。増資の資金はピーエスアイ社のM&A資金に使用させていただきました。将来発生するであろうM&Aにも使わせていただく予定です。

また増設したデータセンターにも資金を充てさせていただきました。データセンターの増設は2021年の春に竣工予定でしたが昨年の11月に竣工し、思いもよらぬ早い完成に喜んでおります。

昨年は新型コロナウイルス一色でしたが、当社は苦しみながらも前進できた年となりました。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

2021年3月8日

代表取締役社長執行役員COO

田中 靖哲



株 主 各 位

(証券コード：3630)
2021年3月8日

岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地
株式会社 電算システム
代表取締役社長執行役員 田中 靖 哲

第54期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第54期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染防止のため、株主の皆様には可能な限り来場をお控えいただき、書面またはインターネットにより議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

書面またはインターネットにより議決権を行使いただく場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2021年3月24日（水曜日）午後5時50分まで**に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時 2021年3月25日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2 場 所 岐阜県岐阜市橋本町一丁目10番地11
じゅうろくプラザ 2階 ホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3 株主総会の目的事項

- 報告事項**
- 第54期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第54期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

- 決議事項**
- 第1号議案** 剰余金の処分の件
 - 第2号議案** 株式移転計画承認の件
 - 第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
 - 第4号議案** 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

インターネット開示情報

連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表及び計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、招集ご通知の添付書類には、記載しておりません。会計監査人、監査等委員会が監査した連結計算書類、計算書類は、招集ご通知に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載しております連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表及び計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表となります。

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにて、修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.densan-s.co.jp/>

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



議決権行使書用紙の郵送 による議決権行使

書面により議決権をご行使いただけます。後記「株主総会参考書類」をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、郵送にてご返送ください。

行使期限

2021年3月24日（水曜日）
午後5時50分必着



インターネットによる 議決権行使

下記注記をご了承のうえ、次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照いただき、議案に対する賛否をご入力ください。

ご不明な点がございましたら、次頁に記載のウェブサポート専用ダイヤルへお問い合わせください。

行使期限

2021年3月24日（水曜日）
午後5時50分入力完了分まで



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2021年3月25日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

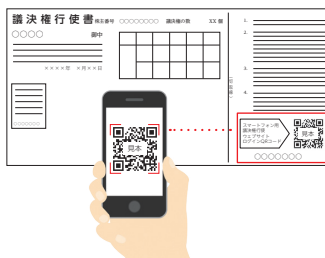
- (注) 1. インターネットによる議決権行使は、次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」に記載された方法によつてのみ可能です。
2. 議決権行使書用紙の郵送とインターネットによる方法の双方で議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。
3. インターネットにより複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としたします。
4. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダー及び通信事業者への料金（接続料金）は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

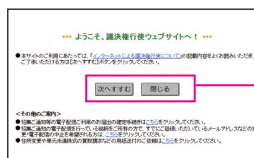
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

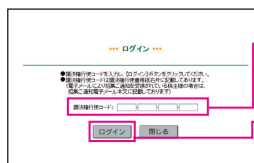
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

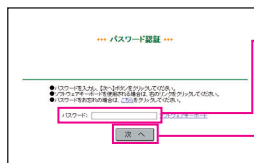
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で、操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識しており、中長期的な企業価値の増大が利益還元の最大の源泉になるものと考えております。

当事業年度の期末配当につきましては、普通株式1株につき14円とさせていただきたいと存じます。これにより、当事業年度の年間配当金は、先に実施しました中間配当金14円を含め、1株につき28円となります。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金14円

なお、この場合の配当総額は、150,989,678円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年3月26日

2 その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金

200,000,000円

2. 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金

200,000,000円

第2号議案 | 株式移転計画承認の件

当社は、2021年7月1日（予定）を期日として、当社を株式移転完全子会社とする単独株式移転（以下「本株式移転」といいます。）の方法により持株会社（完全親会社）である「株式会社電算システムホールディングス」（以下「持株会社」といいます。）を設立することについて、本株式移転に関する株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を作成の上、2021年2月1日開催の当社取締役会にて決議いたしました。

本議案は、本株式移転計画について、株主の皆様のご承認をお願いするものであり、本株式移転を行う理由、本株式移転計画等は以下のとおりであります。

1. 株式移転を行う理由及び目的その他

(1) 理由及び目的

当社グループは、当社、連結子会社7社及び持分法適用関連会社1社で構成されており、総合型情報処理サービス企業として、情報サービス事業及び収納代行サービス事業の2つのセグメントで事業を展開しております。

近時においては、あらゆるモノがインターネットで繋がるIoT（Internet of Things）とAI（人工知能）の活用により、業種を問わず様々な企業でデジタルトランスフォーメーション（DX）が進み、次世代通信（5G）の本格化に向け、ビジネスの大きな転換期、まさに、第4次産業革命とデジタルビジネス時代が加速しております。企業は、既存のビジネスから脱却して、新しいデジタル技術を活用することによって、新たな価値を生み出していくことが求められており、今後、新しいサービスやビジネスモデルの創造が期待されております。このような大きな事業環境の変化のなかで、当社は、「従来の延長線上で、競争に勝ち抜くことはできない」と考えており、当社グループが持続的に成長していくためには、グループ一丸となって迅速かつ効率的に事業運営を行っていくことが重要であると認識しており、本株式移転により持株会社体制へ移行すること及び当社の完全子会社である株式会社システムアイシーを当社に吸収合併することを決定いたしました。

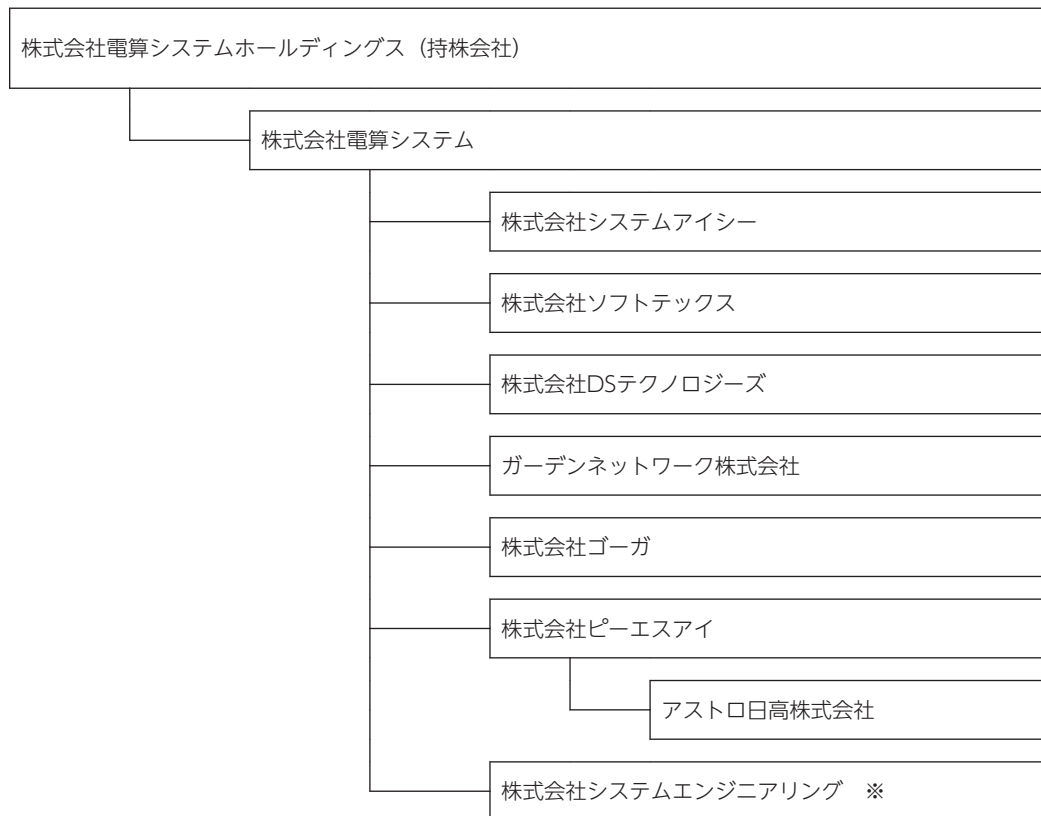
持株会社体制へ移行することにより、新たに設立される持株会社が、グループ全体の成長戦略の立案、経営資源の最適配分によるグループシナジーの最大化といったグループ全体の経営機能に特化することで、迅速かつ効率的なグループ運営を行うことが可能になり、また、当社グループの成長戦略の一つであるM&Aや業務提携等を今まで以上に積極的に推進できる体制が構築できるものと考えております。加えて、経営監督機能と業務執行機能を分離することで、持株会社と事業会社の役割と責任を明確化し、グループ経営におけるガバナンスの強化ができるものと考えております。あわせて、当社の連結子会社であり、データ入力代行業業等を営んでいる株式会社システムアイシーを当社に吸収合併することで、グループ全体としての業務の効率化を図ってまいります。

(2) 持株会社体制移行の手順

当社は、次に示す方法により、持株会社体制への移行を実施する予定です。

≪ステップ1≫本株式移転による持株会社の設立

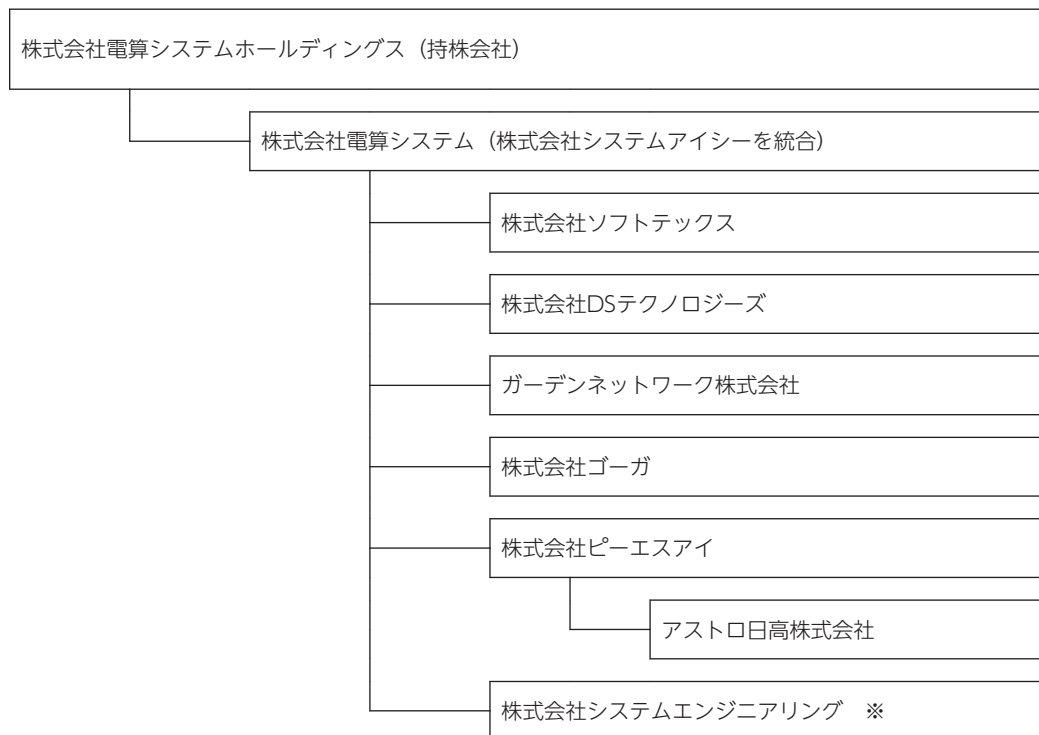
2021年7月1日を期日として、本株式移転により持株会社を設立することで、当社は持株会社の完全子会社となります。



※当社の持分法適用会社となります。

≪ステップ2≫本吸収合併による完全子会社の統合

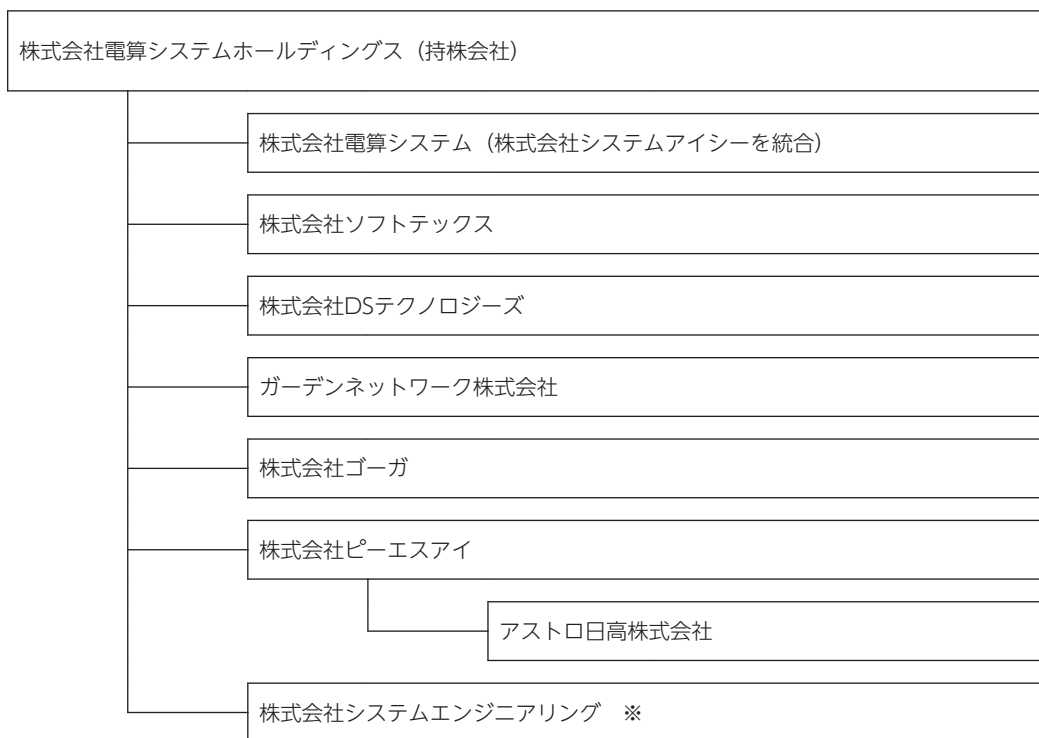
2021年7月1日を期日として、本吸収合併により当社の完全子会社である株式会社システムアイシーを当社に統合いたします。



※当社の持分法適用会社となります。

≪ステップ3≫持株会社設立後の体制

持株会社設立後は、当社保有の子会社及び関連会社の全株式を持株会社に現物配当することにより、当社の子会社及び関連会社を持株会社の子会社及び関連会社として再編する予定であります。なお、具体的な内容及び時期につきましては、決定次第お知らせいたします。



※当社の持分法適用会社となります。

(3) その他

本株式移転に伴い、当社は、持株会社の完全子会社となるため、当社株式は上場廃止となりますが、株主の皆様へ当社株式の対価として交付される持株会社の株式について株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）市場第一部及び株式会社名古屋証券取引所（以下、「名古屋証券取引所」といいます。）市場第一部への上場申請を行う予定であります。上場日は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の審査によりますが、持株会社の設立登記日（株式移転の効力発生日）である2021年7月1日を予定しております。

2. 株式移転計画の内容の概要

本株式移転計画の内容については、以下の「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

株式移転計画書（写）

株式会社電算システム（以下「甲」という。）は、単独株式移転の方法により、甲を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下「乙」という。）を設立するための株式移転を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を定める。

（株式移転）

第1条 甲は、本計画の定めるところに従い、単独株式移転の方法により、乙の成立の日（第7条に定義する。）において、甲の発行済株式の全部を乙に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

（目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

第2条 乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次のとおりとする。

（1）目的

乙の目的は、別紙「定款」第2条に記載のとおりとする。

（2）商号

乙の商号は、「株式会社電算システムホールディングス」とし、英文では、「Densan System Holdings Co.,Ltd.」と表示する。

（3）本店の所在地

乙の本店の所在地は、岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地とする。

（4）発行可能株式総数

乙の発行可能株式総数は、40,000,000株とする。

2 前項に定めるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙「定款」に記載のとおりとする。

（設立時取締役）

第3条 乙の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の氏名は、次のとおりとする。

- | | | |
|----------|----|----|
| （1）取締役 | 宮地 | 正直 |
| （2）取締役 | 田中 | 靖哲 |
| （3）取締役 | 松浦 | 陽司 |
| （4）取締役 | 高橋 | 譲太 |
| （5）取締役 | 柳原 | 一元 |
| （6）社外取締役 | 愛川 | 和泉 |

2 乙の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

- (1) 取締役 澤藤 憲彦
- (2) 社外取締役 富坂 博
- (3) 社外取締役 野田 勇司

(設立時会計監査人)

第4条 乙の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。
有限責任監査法人トーマツ

(本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

第5条 乙は、本株式移転に際して、甲の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有する甲の普通株式に代わり、甲が基準時に発行している普通株式の合計に1を乗じて得られる数の合計に相当する数の乙の普通株式を交付する。

2 乙は、前項の定めにより交付される乙の普通株式を、基準時における甲の株主に対し、その保有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

(資本金及び準備金の額)

第6条 乙の成立の日における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 2,469,146千円
- (2) 資本準備金の額 2,169,002千円
- (3) 利益準備金の額 0円

(乙の成立の日)

第7条 乙の設立の登記をすべき日（以下「乙の成立の日」という。）は、2021年7月1日とする。但し、本株式移転の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲の取締役会の決議により、乙の成立の日を変更することができる。

(本計画承認株主総会)

第8条 甲は、2021年3月25日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式移転の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲の取締役会の決議により、当該株主総会の開催日を変更することができる。

(上場証券取引所)

第9条 乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所市場第一部及び株式会社名古屋証券取引所市場第一部への上場を予定する。

(株主名簿管理人)

第10条 乙の株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

(自己株式の消却)

第11条 甲は、乙の成立の日の前日までに開催される取締役会の決議により、甲が保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取りにより取得する自己株式を含む。）を、基準時まで消却するものとする。

(本計画の効力)

第12条 本計画は、第8条に定める甲の株主総会において本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、乙の成立の日までに本株式移転についての国内外の法令に定める関係官庁の許認可等（関係官庁等に対する届出の効力の発生等を含む。）が得られなかった場合、又は、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

(本計画の変更等)

第13条 本計画の作成後、乙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲の財産または経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合は、甲の取締役会の決議により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

(規定外事項)

第14条 本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、甲がこれを決定する。

2021年2月1日

甲： 岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地
株式会社電算システム
代表取締役 田中 靖哲

株式会社電算システムホールディングス 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社電算システムホールディングスと称し、英文では、Densan System Holdings Co.,Ltd.と表示する。

(目 的)

- 第2条 当社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）その他の法人等の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。
- ① 各種情報処理の受託及びサービスの提供
 - ② コンピュータの各種ソフトウェアに関する企画開発・設計並びにその販売・賃貸及び保守サービス
 - ③ コンピュータ並びにこれに関連して使用される周辺機器、付属品、消耗品等の販売及び保守サービス並びに賃貸
 - ④ 通信ネットワークを利用して提供するコンピュータサービスに関する企画開発・設計並びにその運営サービス
 - ⑤ コンピュータシステムの企画、設計並びに運営・管理サービス
 - ⑥ 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣
 - ⑦ 電気通信事業法に基づく各種電気通信設備、電子設備、電気設備及びこれらの付帯設備工事設計、請負、施工及び監理
 - ⑧ 取納事務の受託代行サービス
 - ⑨ コンビニエンスストア等での料金支払及びゆうちょ振替等の利用に関する決済サービス
 - ⑩ 電子マネーの利用に関する決済サービス
 - ⑪ デビットカード及びクレジットカードの利用に関する決済サービス
 - ⑫ 資金決済に関する法律に基づく資金移動に関するサービス
 - ⑬ 電子決済等代行業に関するサービス
 - ⑭ 債権保証型後払い決済事業に関するサービス
 - ⑮ 輸送機及びその部品の輸出入並びに販売
 - ⑯ 前各号に付帯又は関連する調査、研究、技術開発、技術提携の斡旋、仲介及びコンサルティング
 - ⑰ 前各号に付帯又は関連する一切の業務
- 2 当社は、前項各号及びこれに付帯又は関連する一切の業務を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を岐阜県岐阜市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- ① 取締役会
- ② 監査等委員会
- ③ 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、40,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取り扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、予め取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2 当該代表取締役に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の監査等委員である取締役を除く取締役は、10名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長、取締役社長を各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名のほか、取締役会が必要と認める適当な名称の取締役を置くことができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、予め取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 当該代表取締役に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の委任)

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役を除く取締役と監査等委員である取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、取締役（業務執行取締役又は支配人その他の使用人であるものを除く。）との間に、その責任について5百万円以上で予め定める額又は法令の定める額のいずれか高い額を限度とする契約（会社法第427条第1項の規定に基づく契約）を締結することができる。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会規則)

第33条 監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第34条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(中間配当)

第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 当社の事業年度は、第36条の規定にかかわらず、当社の成立の日から2021年12月31日までとする。

(取締役等の最初の報酬)

第2条 第29条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、年額300百万円以内とする。

2 第29条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの監査等委員である取締役の報酬等の額は、年額30百万円以内とする。

(附則の削除)

第3条 本附則は、当社の最初の定時株主総会の終結の時をもって自動的に削除されるものとする。

3. 会社法施行規則第206条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 株式移転の対価の相当性に関する事項

①対価の総数及び割当に関する事項

イ. 株式移転比率

本株式移転に際して、発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における最終の株主名簿に記載された当社の普通株式を保有する株主の皆様に対し、その保有する当社の普通株式1株につき設立する持株会社の普通株式1株を割当交付いたします。

ロ. 単元株式数

持株会社は、単元株制度を採用し、1単元の株式数を100株といたします。

ハ. 株式移転比率の算定根拠

本株式移転は、当社単独の株式移転によって完全親会社である持株会社1社を設立するものであり、株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様にも不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様が保有する当社の普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割当交付することといたしました。

ニ. 第三者機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

上記ハの理由により、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

ホ. 株式移転による交付する新株式数（予定）

普通株式10,784,977株（予定）

当社の発行済株式総数10,786,000株（2020年12月31日時点）に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が基準時までに変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、当社が保有し又は今後新たに取得する自己株式（本株式移転に

際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る買取りによって取得する自己株式を含みます。)のうち、実務上消却が可能な範囲の株式については、本株式移転の効力発生に先立ち基準時まで消却することを予定しているため、当社が2020年12月31日時点において保有する自己株式1,023株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。

②資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

持株会社の資本金及び準備金の額については、法令の範囲内で定めており、持株会社の目的及び規模並びに設立後の資本政策等に照らして相当であると判断しております。

(2) 当社の最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4. 持株会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）となる者に関する事項

持株会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）となる者は、以下のとおりであります。

みやち 宮地	まさなお 正直	(1940年5月28日生)	所有する 当社の株式数	416,770株	割り当てられる 持株会社の株式数	416,770株
------------------	-------------------	---------------	----------------	----------	---------------------	----------

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1967年 3月	当社入社	1987年 3月	当社代表取締役社長
1975年 2月	当社取締役	2010年 3月	当社代表取締役社長執行役員
1979年 2月	当社常務取締役	2011年 4月	当社代表取締役会長執行役員CEO（現任）
1985年 3月	当社専務取締役		

取締役候補者とした理由

当社の設立業務に携わり、設立以来、高い事業構想力を有し、当社の成長戦略に対し卓越した先見性と感性で一部上場企業へ牽引し、その経営手腕を発揮してまいりました。当社グループの一員として、又、当社の最高経営責任者として、その知恵と行動力は、当社の経営の求心力であり、持株会社の取締役候補者といいたしました。

たなか 田中	やすのり 靖哲	(1953年6月21日生)	所有する 当社の株式数	59,900株	割り当てられる 持株会社の株式数	59,900株
------------------	-------------------	---------------	----------------	---------	---------------------	---------

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 3月	当社入社	2009年 3月	当社専務取締役
1997年 3月	当社取締役	2010年 1月	当社ITソリューション事業本部長
2005年 3月	当社常務取締役	2010年 3月	当社専務取締役執行役員
2009年 1月	当社ITソリューション事業本部長兼システムサー ビス事業部長	2011年 4月	当社代表取締役社長執行役員COO（現任）

取締役候補者とした理由

当社グループの一員として、又、当社の最高執行責任者として、経営の重要事項の決定にかかわるとともに、事業計画の策定や全社的な事業の執行と効率化に注力してまいりました。また、開発分野で豊富な知識と経験を有しており、今後とも、その知識・能力が当社経営に不可欠であることから、持株会社の取締役候補者といいたしました。

まつうら
松浦ようじ
陽司

(1954年1月6日生)

所有する
当社の株式数

10,300株

割り当てられる
持株会社の株式数

10,300株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4月	株式会社十六銀行入行	2014年 3月	当社常務取締役執行役員
2013年 1月	同行常務取締役退任		当社ECソリューション事業本部長 (現任)
2013年 1月	当社入社	2015年 3月	当社専務取締役執行役員
2014年 1月	当社ECソリューション事業本部長代行	2018年 3月	当社取締役副社長執行役員 (現任)

取締役候補者とした理由

当社グループの一員として、又、当社の取締役副社長として、豊富な知識と経験を有し、収納代行サービスの拡大やペーパーレス決済及び海外事業を率先して展開するとともに、ECソリューション事業の拡大に大きく寄与してきました。

そのスピーディーな行動力と能力は、今後とも持株会社の経営管理及び事業運営を的確、公正、かつ効率的に遂行するとともに、グループの持続的な成長を促し、長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できることから、持株会社の取締役候補者いたしました。

たかはし
高橋じょうた
譲太

(1959年8月10日生)

所有する
当社の株式数

2,800株

割り当てられる
持株会社の株式数

2,800株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月	三井情報開発株式会社 (現三井情報株式会社) 入社	2012年12月	株式会社ニーズエージェンシー (現株式会社DSテクノロジーズ) 代表取締役
2006年12月	同社退社	2017年 3月	当社取締役執行役員
2007年 1月	イーバンク銀行株式会社 (現楽天銀行株式会社) 入行	2017年 3月	当社ISソリューション事業本部長
2009年 2月	同行退行	2017年 5月	当社ICTイノベーション事業本部長 (現任)
2009年 4月	株式会社ITストリーム代表取締役	2018年 3月	当社取締役副社長執行役員 (現任)

取締役候補者とした理由

当社グループの一員として、又、当社の取締役副社長として、東京マーケットを中心に豊富な経験と高い見識で、当社のICTイノベーション事業の拡大に尽力してまいりました。

その経験や行動力は、今後とも持株会社の経営管理及び事業運営を的確、公正、かつ効率的に遂行するとともに、グループの持続的な成長を促し、長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できることから、持株会社の取締役候補者いたしました。

やなぎはら
柳原かづもと
一元

(1960年1月1日生)

所有する
当社の株式数

7,500株

割り当てられる
持株会社の株式数

7,500株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月	アマノ株式会社入社	2017年 4月	当社執行役員（現任）
1987年 3月	同社退社	2018年 4月	当社ECソリューション事業本部決済業務センター 所長（現任）
1987年 7月	当社入社		
2012年 1月	当社ECソリューション事業本部EC業務センター事 業部長		
2014年 1月	当社ECソリューション事業本部決済業務センター 事業部長		

取締役候補者とした理由

当社グループの一員として、又、当社の執行役員として、決済サービス事業をはじめとする当社業務の全般を熟知しております。その豊富な業務経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、持株会社の取締役候補者となりました。

あいかわ
愛川いずみ
和泉

(1967年4月12日生)

所有する
当社の株式数割り当てられる
一株 持株会社の株式数

一株

社外 独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 4月	株式会社富士通南九州システムエンジニアリング （現株式会社富士通九州システムズ）入社
2005年 4月	富士通株式会社九州営業本部熊本支店出向
2007年 4月	富士通株式会社転籍
2020年 4月	富士通株式会社東海支社エリア戦略推進部長（現 任）

社外取締役候補者とした理由

富士通株式会社において、情報・通信分野における専門的かつグローバルな知識や豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しておられます。社外取締役として当社の経営及び業務全般に対する助言及び意見をいただき、当社グループの経営体制の更なる強化のために、持株会社の社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 所有する当社の株式数は、2020年12月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また割り当てられる持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割り当てられる持株会社の株式数は、持株会社の設立日の直前まで所有状況に応じて変動することがあります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 持株会社が設立され、愛川和泉氏が同社の社外取締役役に就任される場合には、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定であります。
 4. 持株会社が設立され、愛川和泉氏が同社の社外取締役役に就任される場合には、愛川和泉氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結をする予定です。当該契約の概要は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金5百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償を負担するものとなっております。
 5. 持株会社が設立された場合には、同社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結する予定であります。当該保険契約によって、被保険者である取締役がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることとなる損害が補填されます。各候補者が持株会社の取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

5. 持株会社の監査等委員である取締役となる者に関する事項

持株会社の監査等委員である取締役となる者は、以下のとおりであります。

さわふじ 澤藤	のりひこ 憲彦	(1958年1月1日生)	所有する 当社の株式数	2,000株	割り当てられる 持株会社の株式数	2,000株
-------------------	-------------------	--------------	----------------	--------	---------------------	--------

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月	大日本土木株式会社入社	2011年 4月	当社管理本部総務部長
2002年11月	同社退社	2016年 4月	当社監査等委員会事務局部長
2002年11月	当社入社	2018年 3月	当社取締役（常勤監査等委員）（現任）
2009年 1月	当社管理本部経理部長		

取締役候補者とした理由

当社グループの一員として、又、当社の取締役常勤監査等委員として、監査等委員会の運営並びに社外監査等委員、内部監査部門及び会計監査人との情報連携を図り的確に業務を遂行してきました。今後も取締役の業務執行の監査・監督を的確かつ効果的に遂行できるものと判断し、持株会社の監査等委員である取締役候補者いたしました。

とみさか 富坂	ひろし 博	(1941年10月8日生)	所有する 当社の株式数	一株	割り当てられる 持株会社の株式数	一株
-------------------	-----------------	---------------	----------------	----	---------------------	----

社外 独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1970年 4月	弁護士登録 第一東京弁護士会入会	2007年 3月	当社社外監査役
1973年 6月	富坂法律事務所代表（現任）	2016年 3月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）

社外取締役候補者とした理由

長年弁護士として東京を拠点に活動され、専門的な知見及び豊富な経験を有されており、特に企業法務にも精通され当社の経営について大所高所から意見をいただくとともに、客観的な立場から、取締役会の意思決定機能や監督機能に実効的な助言が期待できると判断し、持株会社の監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

の だ ゆう じ
野田 勇司

(1950年4月12日生)

所有する
当社の株式数

割り当てられる
一株 持株会社の株式数

一株

社外 独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1973年 3月 ピート・マーウィック・ミッチェル会計士事務所入所
2007年 3月 当社社外監査役
2016年 3月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）
- 1975年 9月 監査法人丸の内会計事務所（現・有限責任監査法人
トーマツ）入所
- 1981年10月 野田公認会計士事務所代表（現任）

社外取締役候補者とした理由

長年公認会計士として名古屋を拠点に企業の会計監査に従事され、特に企業会計に関する高度な知識と豊富な経験を有されております。同氏の知見、経験に基づき、当社の事業活動の公平、公正な決定及び経営の健全性確保に対し、有益な助言並びに経営の監督をしていただけるものと判断し、持株会社の監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 所有する当社の株式数は、2020年12月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また割り当てられる持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割り当てられる持株会社の株式数は、持株会社の設立日の直前まで所有状況に応じて変動することがあります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 富坂博、野田勇司の両氏の当社社外取締役（監査等委員）在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
4. 当社は、富坂博、野田勇司の両氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。持株会社が設立され、両氏が同社の社外取締役に就任される場合には、改めて両氏を独立役員である社外取締役として両取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、富坂博、野田勇司の両氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約の概要は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金5百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれが高い額を限度として損害賠償を負担するものとなっております。
- 持株会社が設立され、両氏が同社の社外取締役に就任される場合には、当社は両氏との間で同様の契約を継続する予定です。
6. 持株会社が設立された場合には、同社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結する予定であります。当該保険契約によって、被保険者である取締役がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることとなる損害が補填されます。各候補者が持株会社の取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

6. 持株会社の会計監査人となる者についての事項

持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

2020年8月末日現在

名称	有限責任監査法人トーマツ	
主たる事務所の所在地	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング	
沿革	1968年5月 等松・青木監査法人設立 1975年5月 トウシュロスインターナショナル<TRI> (現デロイトトウシュトーマツリミテッド<DTTL>) へ加盟 1990年2月 監査法人トーマツに名称変更 2009年7月 有限責任監査法人への移行に伴い、名称を有限責任監査法人トーマツに変更	
監査関与会社	3,296社 (2020年5月末日現在)	
資本金	1,077百万円 (2020年11月末日現在)	
構成人員	社員 (公認会計士)	510 名
	特定社員	56 名
	職員 公認会計士	2,757 名
	公認会計士試験合格者等 (会計士補を含む)	1,133 名
	その他専門職	2,238 名
	事務職	157 名
	合計	6,851 名

(注) 当社の監査等委員会は、有限責任監査法人トーマツが、専門性、独立性及び適正性を有し、持株会社の監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制が備わっていると判断しております。

第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（10名）が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、指名・報酬委員会の答申を踏まえて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	地位及び担当	2020年度 取締役会出席状況
1	再任	みやちまさ なお 宮地正直	代表取締役会長執行役員CEO	10/10回 (100%)
2	再任	たなかやす のり 田中靖哲	代表取締役社長執行役員COO	10/10回 (100%)
3	再任	まつうら よう じ 松浦陽司	取締役副社長執行役員 ECソリューション事業本部長	10/10回 (100%)
4	再任	たかはし じょう た 高橋譲太	取締役副社長執行役員 ICTイノベーション事業本部長	10/10回 (100%)
5	再任	こばやし りょう じ 小林領司	専務取締役執行役員 IT開発本部長	10/10回 (100%)
6	再任	すぎやま まさ ひろ 杉山正裕	専務取締役執行役員 IT営業本部長兼名古屋支社長	10/10回 (100%)
7	再任	やしま けん たろう 八島健太郎	取締役執行役員 ECソリューション事業本部決済イノベーション事業部長兼 海外事業担当	9/10回 (90%)
8	再任	わたなべ ゆう すけ 渡邊裕介	取締役執行役員 ICTイノベーション事業本部クラウドインテグレーション事業部長	10/10回 (100%)
9	再任	つじもと おさむ 辻本 治	取締役執行役員 ECソリューション事業本部決済サービス事業部長	7/7回 (100%)

1

みやち
宮地まさなお
正直

(1940年5月28日生)

所有する当社の株式数 416,770株

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1967年 3月	当社入社	1987年 3月	当社代表取締役社長
1975年 2月	当社取締役	2010年 3月	当社代表取締役社長執行役員
1979年 2月	当社常務取締役	2011年 4月	当社代表取締役会長執行役員
1985年 3月	当社専務取締役		CEO (現任)

取締役候補者とした理由

当社の設立業務に携わり、設立以来、高い事業構想力を有し、当社の成長戦略に対し卓越した先見性と感性で一部上場企業へ牽引し、その経営手腕を発揮してまいりました。最高経営責任者として、その知恵と行動力は、当社の経営の求心力であり、引き続き取締役候補者としていたしました。

2

たなか
田中やすのり
靖哲

(1953年6月21日生)

所有する当社の株式数 59,900株

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 3月	当社入社	2009年 3月	当社専務取締役
1997年 3月	当社取締役	2010年 1月	当社ITソリューション事業本部長
2005年 3月	当社常務取締役	2010年 3月	当社専務取締役執行役員
2009年 1月	当社ITソリューション事業本部長 兼システムサービス事業部長	2011年 4月	当社代表取締役社長執行役員 COO (現任)

取締役候補者とした理由

最高執行責任者として、経営の重要事項の決定にかかわるとともに、事業計画の策定や全社的な事業の執行と効率化に注力してまいりました。また、開発分野で豊富な知識と経験を有しており、今後とも、その知識・能力が当社経営に不可欠であることから、引き続き取締役候補者としていたしました。

3

まつうら
松浦ようじ
陽司

(1954年1月6日生)

所有する当社の株式数 10,300株

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4月	株式会社十六銀行入行	2014年 3月	当社常務取締役執行役員
2013年 1月	同行常務取締役退任		当社ECソリューション事業本部長 (現任)
2013年 1月	当社入社	2015年 3月	当社専務取締役執行役員
2014年 1月	当社ECソリューション事業本部長代行	2018年 3月	当社取締役副社長執行役員 (現任)

取締役候補者とした理由

取締役副社長として、金融、決済において豊富な知識と経験を有し、収納代行サービスの拡大やペーパーレス決済及び海外事業を率先して展開するとともに、ECソリューション事業の拡大に大きく寄与してきました。そのスピーディーな行動力と能力は、今後とも当社の経営力強化に寄与することが期待できることから、引き続き取締役候補者いたしました。

4

たかはし
高橋じょうた
譲太

(1959年8月10日生)

所有する当社の株式数 2,800株

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月	三井情報開発株式会社 (現三井情報株式会社) 入社	2012年12月	株式会社ニーズエージェンシー (現株式会社DSテクノロジーズ) 代表取締役
2006年12月	同社退社	2017年 3月	当社取締役執行役員
2007年 1月	イーバンク銀行株式会社 (現楽天銀行株式会社) 入行	2017年 3月	当社ISソリューション事業本部長
2009年 2月	同行退行	2017年 5月	当社ICTイノベーション事業本部長 (現任)
2009年 4月	株式会社ITストリーム代表取締役	2018年 3月	当社取締役副社長執行役員 (現任)

取締役候補者とした理由

取締役副社長として、東京マーケットを中心に豊富な経験と高い見識で、当社のICTイノベーション事業の拡大に尽力してまいりました。今後、当社が注力するセキュリティ事業、ERP事業の展開やソフト開発事業等において、その拡大に大きく貢献できるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

5

こばやし
小林りょうじ
領司

(1958年8月23日生)

所有する当社の株式数 48,400株

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 3月	当社入社	2014年 3月	当社専務取締役執行役員（現任）
2005年 3月	当社取締役	2016年 6月	当社IDソリューション事業本部 長兼ITソリューション事業本部副 本部長
2010年 3月	当社取締役執行役員	2017年 1月	当社IT開発本部長（現任）
2011年 4月	当社常務取締役執行役員		
2014年 1月	当社IDソリューション事業本部 長		

取締役候補者とした理由

専務取締役として、情報処理サービス部門において、特に開発分野で豊富な知識と経験を有し、当社の業務を的確に遂行してきました。今後とも当社の業務執行を的確かつ効率的に遂行できると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

6

すぎやま
杉山まさひろ
正裕

(1956年1月11日生)

所有する当社の株式数 7,900株

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 4月	富士通株式会社入社	2014年 3月	当社取締役執行役員
1983年 3月	同社退社	2015年 3月	当社常務取締役執行役員
1983年 4月	岐阜商工信用組合入組	2016年 6月	当社ITソリューション事業本部長 兼IDソリューション事業本部副 本部長兼名古屋支社長
2008年 6月	同組合理事長退任	2017年 1月	当社IT営業本部長兼名古屋支社長 （現任）
2010年 4月	当社入社	2020年 3月	当社専務取締役執行役員（現任）
2011年 4月	当社執行役員 当社ITソリューション事業本部長 兼名古屋支社長		

取締役候補者とした理由

専務取締役としてIT営業全般において豊富な経験と実績で、当社の業務を的確に遂行してきました。特に営業面での多様な能力とスピーディーな行動力は、今後とも名古屋を中心とした当社の業務拡大に寄与することが期待できることから、引き続き取締役候補者としていたしました。

7

やしま
八島けんたろう
健太郎

(1969年1月28日生)

所有する当社の株式数 4,100株

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年 4月	光洋精工株式会社（現株式会社ジェイテクト）入社	2017年 1月	当社IT営業本部IDC事業部長兼海外事業担当
2010年 7月	同社退社	2017年10月	CIS Bayad Center, Inc.（フィリピン）Director（現任）
2010年 9月	当社入社	2018年 1月	当社ECソリューション事業本部 決済イノベーション事業部長兼海外事業担当（現任）
2011年 4月	当社IDソリューション事業本部 IDC事業部長兼海外事業担当	2018年 3月	当社取締役執行役員（現任）
2012年 4月	当社執行役員		

取締役候補者とした理由

取締役として、ECソリューション決済イノベーション事業において、国際送金業務、収納代行窓口業務を鋭意推進し、事業の拡大を的確に遂行してきました。また、豊富な知識と海外業務経験を基に、当社が展開するフィリピンでの収納代行業業を推進し、今後とも当社の更なる事業拡大に大きく貢献できるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。

8

わたなべ
渡邊ゆうすけ
裕介

(1964年4月23日生)

所有する当社の株式数 4,400株

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月	三和コンピュータサービス株式会社（現三和コンピュータ株式会社）入社	2017年 5月	当社ICTイノベーション事業本部 クラウドインテグレーション事業部長（現任）
2004年 3月	同社退社	2018年 3月	当社取締役執行役員（現任）
2004年 4月	当社入社		
2011年 4月	当社ITソリューション事業本部 システムエンジニアリング事業部長		
2014年 4月	当社執行役員		

取締役候補者とした理由

取締役として、クラウドインテグレーション事業において、Googleテクノロジーを活用したサービスの提供を長年にわたり牽引し、多数の顧客を獲得し、当社の新しいサービスを創造してきました。また、その行動力と実績は、今後の当社の事業拡大に大きく貢献できるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月	株式会社大信販（現株式会社アップラス）入社	2012年 1月	当社執行役員
2001年 4月	同社退社	2020年 3月	当社取締役執行役員（現任）
2001年 5月	当社入社		
2012年 1月	当社ECソリューション事業本部 決済サービス事業部長（現任）		

取締役候補者とした理由

取締役として、ECソリューション事業における豊富な知識と経験を有し、新たに後払い決済サービス業務を展開する等、決済サービスの業務を的確に遂行してきました。その行動力と実績は、今後とも決済サービス事業の推進拡大に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 田中靖哲氏は、本議案により選任され、かつ2号議案が原案どおり承認可決された場合、第2号議案に係る単独株式移転の効力発生の前日（2021年6月30日予定）をもって当社取締役を辞任し、2021年7月1日付けで持株会社の代表取締役社長に就任する予定です。
3. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約によって、被保険者である取締役がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることとなる損害が補填されます。各候補者が取締役になされた場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。

第4号議案 | 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任される取締役加藤公敏氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、退任取締役に対する退職慰労金の具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては、指名・報酬委員会の答申を踏まえて、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
かとう きみとし 加藤 公敏	2018年3月 当社取締役執行役員（現任）

以上

メモ

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

(添付書類)

事業報告 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により国内における経済活動が抑制され、依然として先行きは不透明な状況となっております。

このような経営環境において、当社グループは、新しい価値の創造により、顧客に感動を、社員に夢を、株主に満足をもたらす経営理念のもと、さらなる業容の拡大と成長を志向し、継続的な営業努力と効率的な事業運営に努め、経営計画の達成を目指してまいりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は457億52百万円(前年同期比13.8%増)、利益においては、営業利益は28億36百万円(前年同期比25.0%増)、経常利益は29億16百万円(前年同期比24.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は19億15百万円(前年同期比22.9%増)となりました。

セグメント別売上高

当社グループのセグメントごとの業績は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	第53期		第54期 (当連結会計年度)		増減	
	売上高	構成比	売上高	構成比	金額	増減率
情報サービス事業						
SI・ソフト開発	14,398	35.8%	19,372	42.3%	4,973	34.5%
情報処理サービス	6,274	15.6%	5,719	12.5%	△555	△8.8%
商品販売	2,051	5.1%	2,055	4.5%	4	0.2%
小計	22,724	56.5%	27,147	59.3%	4,423	19.5%
収納代行サービス事業	17,477	43.5%	18,604	40.7%	1,126	6.4%
合計	40,202	100.0%	45,752	100.0%	5,549	13.8%

各事業内容の詳細は43～44頁の「(6) 主要な事業内容」をご覧ください。

情報サービス事業

売上高 **271** 億円 

営業利益 **20** 億円 

情報処理サービスにおいては、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりイベント中止、延期が相次いだことから各種ギフト処理サービスなどの処理件数は減少を余儀なくされ売上が減少いたしました。一方、SI・ソフト開発及び商品販売においては、GIGAスクール関連や高まるリモートワーク需要などによりChromebookやGoogle Workspace(旧G Suite)などが大きく伸びいたしました。また、オートオークション業務システム、教育関連システム、デジタルサインエージなどの売上也伸びいたしました。なお、第3四半期より情報セキュリティ事業会社である株式会社ピーエスを新たに連結の範囲に含めております。

以上の結果、情報サービス事業の売上高は271億47百万円（前年同期比19.5%増）、営業利益は20億74百万円（前年同期比27.8%増）となりました。

収納代行サービス事業

売上高 **186** 億円 

営業利益 **7** 億円 

収納代行サービス事業においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により提供サービスごとに明暗が分かれる傾向はあったものの、主力の払込票決済においては、新規獲得先の稼働が予定より少し遅れておりますが、逐次稼働が始まってきており件数の伸び率は順調に回復してまいりました。この傾向は今しばらく続くものと想定され、売上の伸び率は更に回復してくると見込んでおります。また国際送金部門はサービス開始以来初めて通期黒字となりました。なお7月より本格稼働を開始となりました債権保証型後払いサービスは、その契約先数を伸ばしてきておりますものの、稼働までの時間が通常払込票よりかかりますことから、その取扱い件数は当初計画よりは少し遅れております。又、全体として、売上の伸びの支えとなる地方公共団体を含む新規先の獲得状況は計画通りに順調に進展いたしました。

以上の結果、収納代行サービス事業の売上高は186億4百万円（前年同期比6.4%増）、営業利益は7億72百万円（前年同期比21.6%増）となりました。

(2) 資金調達状況

当連結会計年度において、株式の発行による収入及び自己株式の処分により33億30百万円の資金調達を行いました。

(3) 設備投資状況

当社グループでは、当連結会計年度において17億29百万円の設備投資を実施いたしました。なお、設備投資額には有形固定資産、無形固定資産が含まれております。

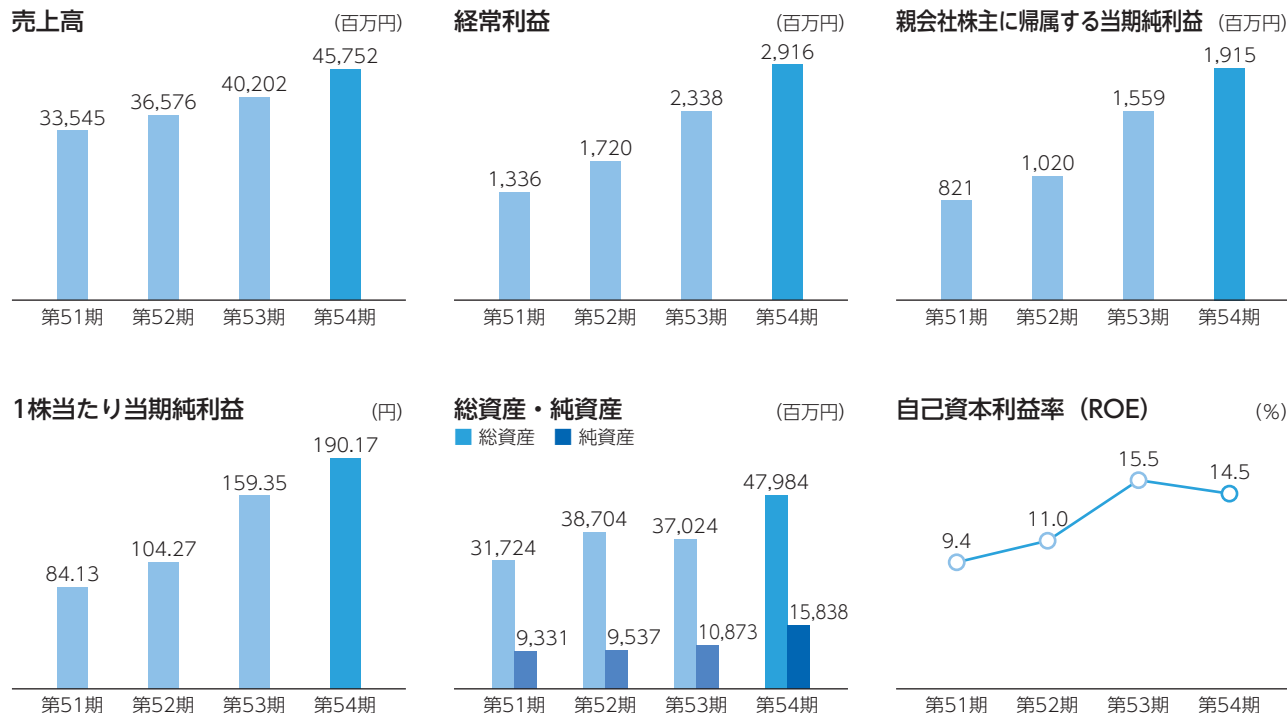
情報サービス事業においては、M&Aに伴う顧客関連資産等を中心に16億4百万円の設備投資を行いました。収納代行サービス事業においては、業務処理ソフトウェア等を中心に20百万円の設備投資を行いました。本社統括業務においては、東京本社の建物及び構築物等を中心に1億4百万円の設備投資を行いました。なお、当連結会計年度において重要な設備の除却はありません。

(4) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区分	2017年度 第51期	2018年度 第52期	2019年度 第53期	2020年度 第54期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	33,545	36,576	40,202	45,752
経常利益 (百万円)	1,336	1,720	2,338	2,916
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	821	1,020	1,559	1,915
1株当たり当期純利益 (円)	84.13	104.27	159.35	190.17
総資産 (百万円)	31,724	38,704	37,024	47,984
純資産 (百万円)	9,331	9,537	10,873	15,838
(ご参考) 自己資本利益率 (ROE) (%)	9.4	11.0	15.5	14.5

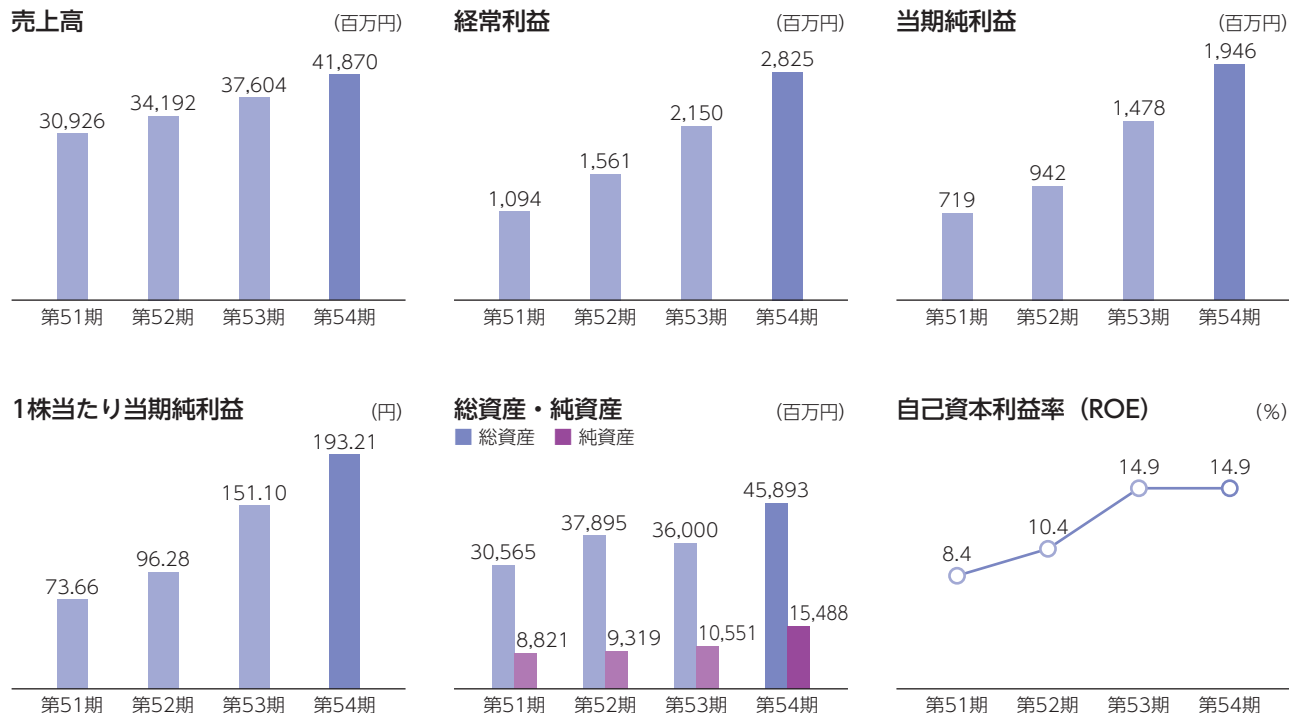
(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第53期連結会計年度の期首から適用しており、第52期連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。



②当社の財産及び損益の状況

区分		2017年度 第51期	2018年度 第52期	2019年度 第53期	2020年度 第54期 (当事業年度)
売上高	(百万円)	30,926	34,192	37,604	41,870
経常利益	(百万円)	1,094	1,561	2,150	2,825
当期純利益	(百万円)	719	942	1,478	1,946
1株当たり当期純利益	(円)	73.66	96.28	151.10	193.21
総資産	(百万円)	30,565	37,895	36,000	45,893
純資産	(百万円)	8,821	9,319	10,551	15,488
(ご参考) 自己資本利益率 (ROE)	(%)	8.4	10.4	14.9	14.9

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第53期事業年度の期首から適用しており、第52期事業年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。



(5) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の拡大が、国内外の経済・社会に大きく影響を及ぼすなか、IT業界の企業活動においても、決して少なくない影響を与えている一方、オンラインの活用、テレワークの推進など感染症対策で生まれた需要もあるものの、先行きの不透明感は続いております。

このような状況のなか、IoTとAI（人工知能）の活用により業種を問わず様々な企業でデジタルトランスフォーメーション（DX）が活発化し、「次世代通信」5Gの本格到来、ビジネスの大きな転換期、まさに、第4次産業革命とデジタルビジネス時代が急速に進展しています。

企業は、既存のビジネスから脱却して、新しいデジタル技術を活用することによって、新たな価値を生み出していくことが求められており、今後、新しいサービスやビジネスモデルの創造が期待されております。

この大きな変化のなかで、当社グループは「従来の延長線上で、競争に勝ち抜くことはできない」と考えており、当社グループが持続的に成長していくためには、グループ一丸となって迅速かつ効率的に事業運営を行っていくことが重要であると認識しており、これを実現するために、当社は持株会社体制への移行を決定いたしました。

持株会社が、グループ全体の成長戦略の立案、経営資源の最適配分によるグループシナジーの最大化といったグループ全体の経営機能に特化することで、迅速かつ効率的なグループ運営を行うことが可能になり、加えて、経営監督機能と業務執行機能を分離することで、持株会社と事業会社の役割と責任を明確化し、グループ経営におけるガバナンスの強化ができるものと考えております。

これらを踏まえ、今後当社グループが持続的成長を目指して取るべき成長戦略は以下のとおりであります。

①資本業務提携及びストックビジネスの拡充による成長市場の開拓

当社グループの成長のエンジン（源泉）は、売上高の拡大にあります。そのためには如何に新たなサービスや商品を創出し、ストックビジネスを拡充していくかが重要な課題であります。このため、当社グループは、激変する社会や技術に対応するため、成長著しい分野における積極的な業務提携を進める等、スピーディーに成長戦略の強化を図ってまいります。

②M&Aによる速やかな業務拡大

昨今、国内企業によるM&A市場が拡大するなか、その手法（顧客、拠点、人材、資金、ノウハウ、時間等の確保を含め）は当社グループにおける成長戦略として有力な選択肢のひとつとして捉えています。デジタルビジネス時代が進展するなか、その変革に対応すべく迅速かつ果敢にチャレンジ（挑戦）することが必要であり、当社の既存事業と買収事業のシナジー（相乗）効果によって、収益機会の増加や効率化を通じた成長が実現できる手段として、戦略的なM&Aを進めてまいります。

③キャッシュレス及びDX化の進展による決済イノベーションの創出

QRコードや電子マネー、クレジットカードなど現金なしの決済手段「キャッシュレス」が急速に普及し、スマートフォンアプリやインターネット活用など支払いサービスが多様化しています。一方、DX化の進展もかつてない速さで進行しており、両者を組み合わせることでキャッシュレスは利便性の向上にとどまらず、生産性の向上やデータを活用したイノベーション創出につながる可能性を秘めています。今後も、これらから生み出されたイノベーションを活用した新しい決済方法の提供によりサービスの向上に努めてまいります。

④次世代プラットフォームの展開による事業拡大

AI、IoT、フィンテック、ローカル5Gなど、今後あらゆる事業において、次世代技術への対応が不可欠になります。当社グループにおいてもストックビジネス、フロービジネスの両面において、当社グループを特徴づける技術やパッケージ、サービスを創ることが重要です。このため、「技術の進歩が未来の一步」の考えに立ち、次世代プラットフォームの展開を目指すべく、様々な次世代の技術に対応し、新しい技術に強い電算システムの実現に努めてまいります。

⑤BPO事業の活性化

BPO事業は当社設立当初からの事業で、まさに当社の原点であります。2018年に竣工した東濃BPOセンターのフル稼働による更なる拡大を目指し、顧客の創造に努めてまいります。また、当事業においては、デジタル技術を取り入れ、環境の変化と人材不足に対応するとともに、より高いセキュリティ性と拡張性による効率的で高品位なサービスを幅広い業務分野に提供し、お客様の企業価値の最大化に貢献してまいります。

⑥海外展開の強化

当社グループが手がけてきた収納代行サービスは、デジタル技術の進化に伴いスマートフォンを活用した決済サービス拡大への流れのなか、今後ますます決済チャネルの多様化が進むものと見込まれます。一方、海外においても、これまで培ってきたIT技術と収納代行サービスのノウハウを展開することにより、新たな市場の開拓を目指す必要があります。このため、現在手掛けているフィリピンでの収納代行サービスの拡大を図り、当社ビジネスのグローバル展開を目指してまいります。

⑦情報セキュリティ分野における事業の拡大

2020年7月、株式会社ピーエスアイのグループ会社化により、世界最高水準のセキュリティ製品と技術サポートの提供を開始いたしました。当事業を「AIクラウドセキュリティ分野」と定め、グループ会社化によるシナジー創出により、今後、需要が高まる情報セキュリティ分野における事業の拡大に取り組んでまいります。

⑧人材の採用と育成による企業体質の強化

会社の成長のエンジンは「人」にあり、特に新ビジネスの創出には人づくりが必要不可欠であります。今後、急速に成長が見込まれるAIやIoT分野では、人材の獲得競争が過熱しており、社内外での人材の採用と育成が急務であります。このため、高度・多様化し続ける顧客ニーズに迅速、柔軟かつ的確に対応するためにも、優秀な人材確保及び人材育成を重要課題として取り組んでまいります。

株主の皆様には一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容 (2020年12月31日現在)

当社グループの事業の展開状況は、以下のとおりであります。

①情報サービス事業

» 独立系のITベンダー

» BPO事業で企業をバックアップ

» 提案、要件定義、システム設計・開発、ハード調達、運用保守までワンストップで提供

» クラウドサービスの積極展開

» 情報セキュリティ事業に本格参入開始

情報サービス事業の展開に当たっては、当社と子会社及び関連会社と連携して事業を行っております。

(SI・ソフト開発)

SI (システムインテグレーション) においては、システム機器をベースに、ソフトウェアプロダクト製品を組み込んで提供するものと、ユーザー固有のニーズに対応する業務ソフトウェアを開発し、それらをシステム機器に組み込む方式で提供するものがあります。さらに、Googleなどのクラウドサービスの提供、ソフトウェアプロダクトの販売等を行っております。

ソフト開発 (システムソリューション) では、ERPパッケージを中心とした事業と顧客の要望に応じたカスタムメイドのシステム開発を行っております。さらに開発完了後の業務運用を含めたサービスを提供しております。これらについては請負または技術者派遣の形態で対応しております。

また株式会社ピーエスアイのグループ会社化に伴い、世界最高水準のセキュリティ製品とその技術サポートの提供により情報セキュリティ事業の拡大、発展に取り組みます。

(情報処理サービス)

●ビジネスプロセスアウトソーシング (BPO) の提供

データエントリー、出力処理、封入・封緘、仕分け・発送等、農水産物や加工食品業界向け受発注業務や、給与計算、年末調整、異動など人事給与に関わるすべての業務のアウトソーシングを可能としたサービスなど、様々な業種向けのBPOを提供しております。

●エネルギー業界向け情報処理サービス

ガソリンスタンドやガス販売店などのエネルギー業界を中心に、専用のソフトウェアプロダクトを提供しています。さらに、データ入力から計算処理、請求書や統計資料の作成まで、コンピュータ処理受託サービスも提供しております。

●IDC (インターネットデータセンター) の提供

高度な免震設備や冗長化電源・入退館の多重セキュリティ対策等を講じたデータセンターを保有し、ハウジングサービスやホスティングサービスを提供しております。またIDCを利用したクラウドの各種サービス及び環境を提供しております。

(商品販売)

ユーザーでのIT化をトータルかつワンストップでサポートするために、SIとは別に、ユーザーからの求めに応じてソフトウェアプロダクト・システム機器やサプライ用品を調達し、販売しております。

② 収納代行サービス事業

》 IT企業として初めて収納代行サービスを開始

》 総合決済プロバイダーとして、多様な決済ニーズに対応

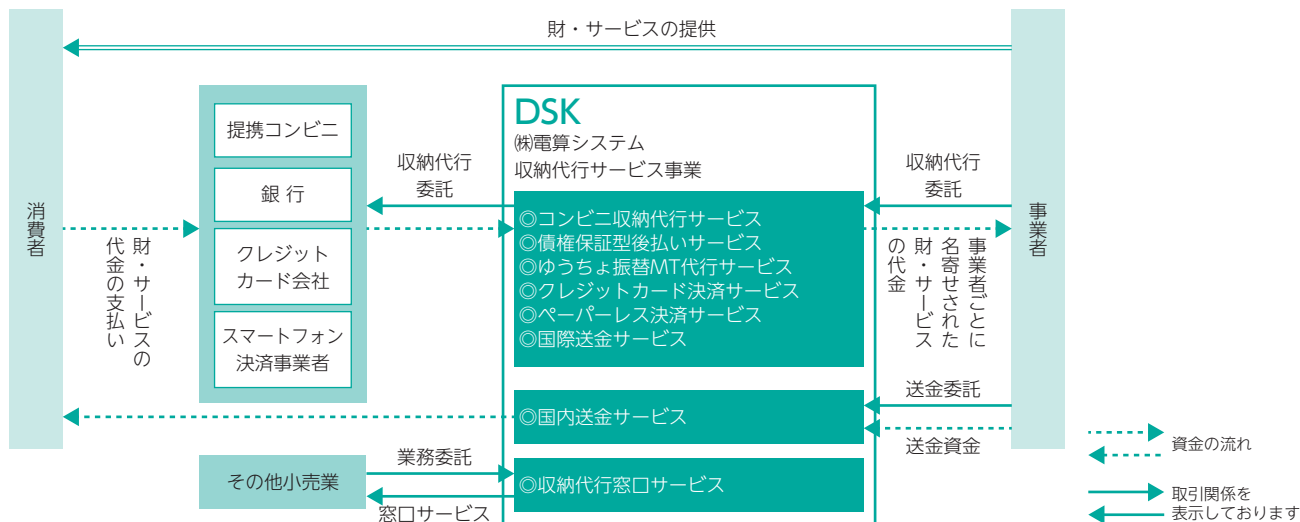
》 収納代行サービスで培ったインフラを活用した国内・海外送金サービスを展開

》 技術・ノウハウを海外で活用すべく、フィリピンの収納代行会社との資本業務提携

当社は、1973年4月、民間企業では全国初の金融機関と提携した口座振替利用による収納代行サービスを開始し、さらに1997年2月セブン-イレブン・ジャパンなど大手コンビニエンスストア4社と提携して、通信販売会社の商品代金の受け取りを店頭で代行するサービスを開始して以降、当社独自の地域コンビニネットワークを構築して、コンビニエンスストアでの料金支払いを一括して管理する料金収納の代行業務を展開し、その後も収納企業、消費者双方の利便性を追求し、下記の各種サービスメニューを提供しております。

- コンビニ収納代行サービス、ペーパーレス決済サービス、口座振替サービス、ゆうちょ振替MT代行サービス、クレジットカード決済サービス、請求書作成代行サービス、モバイル決済サービス（電子決済等代行業者：東海財務局長（電代）第3号）、スマートフォンを活用した各種決済サービス
- 国内送金サービス（資金移動業者：東海財務局長第00001号）

また、これらの収納窓口企業とのネットワークを発展させるべく、収納代行窓口サービスを展開するとともに、世界最大級の国際送金事業者The Western Union Companyと提携し、コンビニエンスストアを窓口とした国際送金サービスを展開しております。さらに、この便利さを海外でも展開したいとの思いから、フィリピンの収納代行最大手であるCIS Bayad Center, Inc.との資本業務提携をする等、国内外の消費者の利便性を追求する新たなサービス創造を推し進めております。



(7) 主要な事業所 (2020年12月31日現在)

① 当社

名称	所在地
岐阜本社	岐阜県岐阜市
東京本社	東京都中央区
テクノセンター	岐阜県大垣市
名古屋支社	名古屋市中区
大阪支社	大阪市北区
東濃インターネットデータセンター	岐阜県土岐市
東濃BPOセンター	岐阜県土岐市

② 子会社

会社名	所在地
株式会社システムアイシー	岐阜県岐阜市
株式会社ソフトテックス	宮城県宮崎市
株式会社DSテクノロジーズ	東京都中央区
ガーデンネットワーク株式会社	東京都中央区
株式会社ゴーガ	東京都渋谷区
ACAS2株式会社	東京都千代田区
株式会社ピーエスアイ	東京都新宿区
アストロ日高株式会社	東京都新宿区

- (注) 1. 当社の子会社で株式会社ゴーガは、2020年4月1日付で株式会社ゴーガ解析コンサルティングの全株式を売却いたしました。
 2. 当社は、株式会社ピーエスアイの持株会社であるACAS2株式会社の発行済株式の全てを取得して2020年7月31日付で子会社化いたしました。
 3. 当社の子会社である株式会社ピーエスアイ及びACAS2株式会社は、2021年1月29日を効力発生日として、株式会社ピーエスアイを存続会社、ACAS2株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。

③ 関連会社

会社名	所在地
株式会社システムエンジニアリング	岐阜県高山市

(8) 従業員の状況 (2020年12月31日現在)**①企業集団の従業員の状況**

事業区分	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
情報サービス事業	766 [104]	47 (増)
収納代行サービス事業	62 [7]	4 (増)
全社 (共通)	24 [3]	2 (増)
合計	852 [114]	53 (増)

- (注) 1. 従業員数は、当社グループ外からの出向者を含む就業人員数であります。
 2. 従業員数には、当社グループ外への出向者を除いております。
 3. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であります。
 4. 臨時従業員には、契約社員、パート社員及び嘱託社員を含み、派遣社員を除いております。
 5. 全社（共通）として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

②当社の従業員の状況

従業員数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
615 [66]	21 (増)	41.2	13.9

- (注) 1. 従業員数は、他社からの出向者を含む就業人員数であります。
 2. 従業員数には、他社への出向者を除いております。
 3. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であります。
 4. 臨時従業員には、契約社員、パート社員及び嘱託社員を含み、派遣社員を除いております。

(9) 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
〈子会社〉			
株式会社システムアイシー	33百万円	100.00%	情報サービス
株式会社ソフトテックス	20百万円	55.00%	情報サービス
株式会社DSテクノロジーズ	195百万円	85.02%	情報サービス 収納代行サービス
ガーデンネットワーク株式会社	100百万円	100.00%	情報サービス
株式会社ゴージャ	15百万円	100.00%	情報サービス
ACAS2株式会社	10百万円	100.00%	有価証券の保有
株式会社ピーエスアイ	50百万円	100.00%	情報サービス
アストロ日高株式会社	10百万円	100.00%	情報サービス
〈関連会社〉			
株式会社システムエンジニアリング	48百万円	31.25%	情報サービス

- (注) 1. 当社の子会社で株式会社ゴージャは、2020年4月1日付で株式会社ゴージャ解析コンサルティングの全株式を売却いたしました。
 2. 当社は、株式会社ピーエスアイの持株会社であるACAS2株式会社の発行済株式の全てを取得して2020年7月31日付で子会社化いたしました。
 3. 株式会社ピーエスアイの議決権比率は、ACAS2株式会社を通じての間接所有となっております。
 4. アストロ日高株式会社の議決権比率は、株式会社ピーエスアイを通じての間接所有となっております。
 5. 当社の子会社である株式会社ピーエスアイ及びACAS2株式会社は、2021年1月29日を効力発生日として、株式会社ピーエスアイを存続会社、ACAS2株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。

(10) 主要な借入先 (2020年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社十六銀行	648百万円
株式会社大垣共立銀行	323百万円
岐阜県信用農業協同組合連合会	166百万円

② 会社の株式に関する事項（2020年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 29,760,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 10,786,000株（自己株式1,023株を含む）
- (3) 株主数 15,082名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
ヒロタ株式会社	890,100	8.25
電算システム従業員持株会	621,196	5.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	555,500	5.15
株式会社十六銀行	441,900	4.09
株式会社大垣共立銀行	424,900	3.93
宮地正直	416,770	3.86
岐阜信用金庫	359,900	3.33
株式会社トーカイ	257,180	2.38
JPMBL RE NOMURA INTERNATIONAL PLC 1COLL EQUITY	233,600	2.16
TIS株式会社	200,000	1.85

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

③ 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2020年8月11日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権（行使価額修正条件付）

名称	第2回新株予約権
新株予約権の総数	10,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式1,000,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	20,000,000円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	当初行使価額3,965円 本新株予約権の行使価額は、2020年8月31日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する価額に修正されます。ただし、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします
新株予約権の行使期間	2020年8月31日から2023年8月31日まで
割当先	野村證券株式会社

(注) 第2回新株予約権は、2020年9月29日をもってすべての行使が完了いたしました。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2020年12月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長執行役員	宮 地 正 直	CEO (Chief Executive Officer) 最高経営責任者
代表取締役社長執行役員	田 中 靖 哲	COO (Chief Operating Officer) 最高執行責任者
取締役副社長執行役員	松 浦 陽 司	ECソリューション事業本部長
取締役副社長執行役員	高 橋 讓 太	ICTイノベーション事業本部長
専務取締役執行役員	小 林 領 司	IT開発本部長
専務取締役執行役員	杉 山 正 裕	IT営業本部長 兼 名古屋支社長
取締役執行役員	八 島 健太郎	ECソリューション事業本部決済イノベーション事業部長 兼 海外事業担当
取締役執行役員	渡 邊 裕 介	ICTイノベーション事業本部クラウドインテグレーション 事業部長
取締役執行役員	加 藤 公 敏	IT営業本部カスタマーサービス事業部長 兼 大阪支社長
取締役執行役員	辻 本 治	ECソリューション事業本部決済サービス事業部長
取締役(常勤監査等委員)	澤 藤 憲 彦	
取締役(監査等委員)	富 坂 博	弁護士 富坂法律事務所代表
取締役(監査等委員)	野 田 勇 司	公認会計士 野田公認会計士事務所代表

- (注) 1. 第53期定時株主総会終結の時をもって、取締役後藤治人氏は、退任いたしました。
2. 取締役(監査等委員) 富坂博氏及び野田勇司氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 当社は、取締役(監査等委員) 富坂博氏及び野田勇司氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
4. 取締役(監査等委員) 野田勇司氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、様々な社内会議への出席、役職員との面談及び各拠点への往査等をスムーズに行うことにより、社内の広範な情報を迅速に収集し、また、内部監査部門との連携を密に図り、監査の実効性を高めるため、澤藤憲彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 2021年1月1日付で、次のとおり異動がありました。

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況	
		変更前	変更後
加 藤 公 敏	取締役執行役員	IT営業本部カスタマーサービス事業部長 兼 大阪支社長	IT営業本部本部長補佐

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役全員とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約の概要は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金5百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償を負担するものとなっております。

(3) 取締役の報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く）	11名	234百万円
取締役（監査等委員）	3名	23百万円
合 計	14名	258百万円

- (注) 1. 第49期定時株主総会の決議（2016年3月25日改定）による取締役（監査等委員を除く）報酬限度額は年額300百万円であり、取締役（監査等委員）報酬限度額は年額30百万円であります。
2. 当事業年度末現在の役員の人数は、取締役（監査等委員を除く）10名及び取締役（監査等委員）3名であります。
3. 報酬等の額には、社外役員の額を含んでおります。なお、社外役員の報酬等の額については後記「(4)③社外役員の報酬等の総額」にて記載しております。
4. 報酬等の額には、役員退職慰労引当金繰入額14百万円を含めております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ア 取締役（監査等委員）富坂博氏は、富坂法律事務所の代表を兼務しておりますが、当該兼務先と当社との間には特別の関係はありません。
- イ 取締役（監査等委員）野田勇司氏は、野田公認会計士事務所の代表を兼務しておりますが、当該兼務先と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役（監査等委員）	富坂博	当事業年度の取締役会10回中9回に、また監査等委員会8回中7回に出席し、弁護士としての専門的見地から、発言を行っております。
取締役（監査等委員）	野田勇司	当事業年度の取締役会10回中10回に、また監査等委員会8回中8回に出席し、公認会計士としての専門的見地から、発言を行っております。

③ 社外役員の報酬等の総額

区分	人数	報酬等の総額
社外取締役	2名	9百万円

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
②当社及び当社連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人からの監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び報酬見積もりの額について、前期の評価実績を踏まえ、前期の計画と実績、報酬総額、時間あたり報酬単価等との比較検討及び経理部門の情報、見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社は、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記①の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「新収益認識基準の適用に関する助言業務」を委託しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由の報告を行います。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

③ 業務の適正を確保するための体制に関する事項

当社の業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）の整備方針については、次のとおり取締役会で決議しております。

内部統制システムに関する基本的な考え方

当社グループは、行動原理・原則において、「新しい価値の創造により、顧客に感動を、社員に夢を、株主に満足をもたらす経営」を目標とし、お客様、従業員、株主・投資家、お取引先・事業パートナー、地域社会などのステークホルダーに対する社会的責任を果たしていくことが、「当社の果たすべき使命と存在意義である」と宣言しております。

また、企業価値の増大・最大化をコーポレート・ガバナンスの基本目標とし、経営執行の透明性の確保と経営の健全性を維持することが、「当社の果たすべき使命と存在意義」の実現につながるものと認識し、当社にふさわしい経営体制の整備・構築、運用を目指しております。

さらに、運用上発見された要改善事項については随時是正するよう迅速な対応に当たるとともに、組織や、組織を取巻く環境の変化に対応して社内統制システム及び社内規程等の継続的な見直し・改善に努めております。

内部統制システムの整備の状況

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア 法令遵守については、コンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンス規程、役職員行動規範、業務等に関する内部情報管理規程を制定し、コンプライアンスの基本方針を定め、定期的に法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の浸透を図っております。
- イ 報告・相談方法についても規定し、取締役及び使用人の法令違反につき通報出来る体制をとり、コンプライアンス体制の機能状態をモニタリングするようしております。
- ウ 役員規程において、取締役は、他の取締役の法令又は定款に違反する行為を発見した場合、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告することと規定し、相互牽制機能の実効性を担保しております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務執行に係る情報の保存、管理について、文書管理規程等の社内規程を定め、情報の記録管理体制を整備しております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア 事業の推進に伴うリスクについては、「リスク管理規程」に基づき当社及び関係会社全体のリスクを網羅的に把握・管理するとともに、執行役員会・事業戦略会議等での審議・検討による意思決定、予算・実績比較によるコントロール、与信管理制度及び稟議制度の導入、内部監査、法令遵守通報制度、財務報告の信頼性確保に関する諸規程の導入などにより、継続的に監視しております。

イ 情報漏洩、破壊、滅失及びプライバシー保護などのリスクについては、ISO/IEC27001の取得、プライバシーマークの取得に基づく技術的・物理的な管理システムの構築及び個人情報保護リスクマネジメント規程、情報セキュリティマネジメント規程、緊急事態対応手順規程を定め、適切かつ迅速に対応する体制整備を図っております。また、取締役及び使用人並びに当社内業務者のリスク関連規程、ガイドライン等の遵守状況を内外の第三者が点検、評価する体制を整備しております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア 効率的な職務執行のため、取締役会付議基準、決裁権限基準等により意思決定権限を明確化しております。
- イ 重要な意思決定及び重大な影響を及ぼす事項は、迅速化・効率化を図るため、執行役員会にて十分協議したうえで取締役会に付議いたします。
- ウ 子会社に対し、当社の職務分掌、指揮命令系統及び意思決定その他の組織に関する基準に準拠した体制を構築させております。

⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア 関係会社については、自律経営を原則としたうえで、関係会社管理規程を制定し、業務の適正を確保しております。
- イ 関係会社管理規程に則り、連結子会社との役員の兼任又は役員派遣もしくは子会社担当執行役員及び担当部署への速やかな報告、承認を通じ、連結子会社の重要な組織、経営（経理・業務・財務状況）等を管理、監督しております。
- ウ 内部監査部門による定期的な監査により実施状況を確認しております。

⑥取締役及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ア 監査等委員が、取締役会、執行役員会等の会議において報告を受け、本部長会議、事業戦略会議等へは常勤監査等委員が出席して社外取締役である監査等委員へ報告を行い、また必要に応じて、当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会への説明、報告を行うこととしております。
- イ 子会社の取締役・監査役及び従業員（以下「子会社の役職員」という。）から報告を受けた者は、監査等委員会に報告する必要があると判断した事項について、直接又は間接的に監査等委員会に報告する体制を整備しております。
- ウ 内部通報制度により通報した者に対して、通報を理由としたいかなる不利益な取扱いも行ってはならない旨を規程に定め、その旨を周知し適切に運用しております。

⑦監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務について生ずる必要な費用の前払い又は償還請求その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理について請求があったときは、速やかに当該費用の支払いを行っております。

⑧その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア 監査等委員は、代表取締役を含む取締役及び主要な使用人と相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を行っております。
- イ 監査等委員会は、監査の実効性確保に係る各監査等委員の意見を十分に尊重するようにしております。
- ウ 監査等委員は、その職務の適切な遂行を図るため、必要に応じて、外部の関係情報の収集及び社内外の関係者からの意見聴取を行っております。

⑨財務報告及び情報開示に係る内部統制の体制

- ア 金融商品取引法に基づき、財務報告に係る内部統制体制を整備するため、基本方針書を作成し、子会社を含むグループ全体として全社的内部統制並びに重要な業務プロセスの文書化と運用の徹底を図り、自己評価と独立部署による内部統制の評価を行い、期中に発見した要改善事項についての改善を実施しております。当該評価結果を根拠に経営者は「内部統制報告書」を作成し、また、金融商品取引法に基づく有価証券報告書の記載内容の適正性に関する確認を行うこととしております。
- イ 情報開示に関しては、東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき社内規程を整備し、適時適切な開示を実施しております。

⑩反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ア 当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応し、一切関係を持たないことを基本方針とし、反社会的勢力対応規程において、反社会的勢力との関係を拒絶し、反社会的勢力の事業活動への関与を防止する旨を定め、全社に徹底しております。
- イ 担当部署が、平時から警察、弁護士、地域企業と情報交換を行い緊密な関係を築き、非常時にはこれら関係先へ連絡・相談し、連携を取りながら速やかに適切な対応が出来る体制を整備しております。

当該体制の運用状況の概要

①コンプライアンスに対する取り組み

当社は、取締役、執行役員及び使用人代表が出席する「コンプライアンス委員会」を毎月開催し、法令等の遵守状況を確認し、コンプライアンスに対する意識向上を図っております。

また、当社役員及び使用人に対して、情報セキュリティ、個人情報保護、インサイダー取引規制等に関する教育及び研修を実施し、コンプライアンスに対する意識向上に向けた取り組みを行っております。

②リスク管理に関する取り組み

事業の推進に伴い発生しうるリスクに対して、執行役員会等においてリスクへの対処に関する意思決定を行っております。

また、情報セキュリティについては、「情報セキュリティ委員会」を定期的に開催し、情報セキュリティに関するリスク等の報告を行っております。

③取締役の職務執行が効率的に行われることに対する取り組み

当社は、取締役会付議基準、決裁権限基準等に基づき、取締役会承認事項、執行役員会承認事項、稟議事項及び伺書承認事項に分け、意思決定を明確化しております。

当事業年度の取締役会において、執行役員会にて協議された重要事項の審議及び各取締役の業務執行の状況等の報告を受け、職務執行が効率的かつ迅速に行われていることの監督を行いました。

④企業集団における業務の適正を確保するための取り組み

執行役員会において、子会社の経営状況等を決議し、取締役会へ報告を行っております。

⑤監査等委員会の監査が実効的に行われることに対する取り組み

基本方針及び監査計画に基づいて重点監査項目を中心に監査を実施し、監査等委員会において、取締役の職務執行の適法性・妥当性及び効率性、コンプライアンス体制並びに関係会社を含めた内部統制システムの運用状況等について審議・協議を行うとともに、必要な情報交換を行っております。

また、取締役会等の社内重要会議への出席、社内重要書類の閲覧並びに取締役・執行役員及び子会社の監査役から懸案事項及び事業等のリスク等について定期的に報告を受け、情報収集・意見交換を行う他、代表取締役社長と年2回の意見交換を行っております。

⑥財務報告及び情報開示に係る内部統制に対する取り組み

業務監査室は、策定した監査計画書に基づき、内部統制の有効性の評価を実施しております。

また、定期的にJ-SOX法対応委員会を開催し、業務プロセスのリスクやコントロールの見直しを行い、社内運用ルール及び社内システムの改善に繋げることにより、内部統制システムの質的向上を図っております。

■ 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、1株当たり情報、その他比率等は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表 (2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	40,461,966	流動負債	30,310,324
現金及び預金	13,144,597	買掛金	3,685,347
金銭の信託	16,370,675	1年内償還予定の社債	20,000
受取手形及び売掛金	7,236,747	1年内返済予定の長期借入金	359,348
商品	62,024	未払法人税等	780,253
仕掛品	1,503,798	前受金	2,188,799
前払費用	2,060,072	収納代行預り金	21,067,365
その他	84,697	賞与引当金	15,258
貸倒引当金	△647	役員賞与引当金	1,000
固定資産	7,522,839	株主優待引当金	34,889
有形固定資産	3,065,502	その他	2,158,062
建物及び構築物	1,665,494	固定負債	1,835,924
土地	791,098	社債	10,000
その他	608,909	長期借入金	818,713
無形固定資産	2,038,853	繰延税金負債	213,102
のれん	888,054	役員退職慰労引当金	444,824
顧客関連資産	709,633	退職給付に係る負債	65,356
ソフトウェア	328,371	資産除去債務	23,979
ソフトウェア仮勘定	112,757	その他	259,949
その他	36	負債合計	32,146,249
投資その他の資産	2,418,483	(純資産の部)	
投資有価証券	1,868,648	株主資本	15,732,943
繰延税金資産	138,230	資本金	2,469,146
差入保証金	366,089	資本剰余金	2,656,888
その他	45,655	利益剰余金	10,607,156
貸倒引当金	△140	自己株式	△248
資産合計	47,984,805	その他の包括利益累計額	△85,230
		その他有価証券評価差額金	△85,230
		非支配株主持分	190,843
		純資産合計	15,838,556
		負債純資産合計	47,984,805

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		45,752,211
売上原価		37,727,935
売上総利益		8,024,276
販売費及び一般管理費		5,187,434
営業利益		2,836,841
営業外収益		
受取利息	973	
受取配当金	62,050	
持分法による投資利益	3,382	
受取手数料	3,071	
固定資産売却益	23,701	
助成金収入	10,182	
投資事業組合運用益	11,190	
為替差益	5,999	
未払配当金除斥益	236	
その他	1,287	122,075
営業外費用		
支払利息	7,451	
支払手数料	19,695	
デリバティブ評価損	15,079	
その他	469	42,695
経常利益		2,916,220
特別利益		
子会社株式売却益	23,073	23,073
特別損失		
投資有価証券売却損	18,608	18,608
税金等調整前当期純利益		2,920,686
法人税、住民税及び事業税	1,056,453	
法人税等調整額	△60,513	995,940
当期純利益		1,924,745
非支配株主に帰属する当期純利益		9,082
親会社株主に帰属する当期純利益		1,915,663

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	37,068,077	流動負債	29,216,836
現金及び預金	10,998,915	買掛金	3,422,665
金銭の信託	16,370,675	1年内返済予定の長期借入金	289,332
受取手形	44,154	未払金	847,437
売掛金	6,356,718	未払費用	466,228
商品	57,957	未払法人税等	636,610
仕掛品	1,321,615	前受金	1,928,643
前払費用	1,839,252	預り金	136,733
その他	79,217	収納代行預り金	21,067,365
貸倒引当金	△429	株主優待引当金	34,889
固定資産	8,825,596	その他	386,930
有形固定資産	2,829,836	固定負債	1,187,847
建物	1,514,622	長期借入金	754,550
構築物	78,178	役員退職慰労引当金	160,640
機械及び装置	21,626	資産除去債務	21,436
車両運搬具	9,387	長期預り保証金	251,221
工具、器具及び備品	490,229	負債合計	30,404,684
土地	715,791	(純資産の部)	
無形固定資産	189,234	株主資本	15,574,220
ソフトウェア	152,814	資本金	2,469,146
ソフトウェア仮勘定	36,419	資本剰余金	2,934,812
その他	0	資本準備金	2,169,002
投資その他の資産	5,806,526	その他資本剰余金	765,810
投資有価証券	1,827,901	利益剰余金	10,170,510
関係会社株式	3,567,525	利益準備金	75,000
繰延税金資産	115,015	その他利益剰余金	10,095,510
差入保証金	288,573	別途積立金	4,900,000
その他	7,650	繰越利益剰余金	5,195,510
貸倒引当金	△140	自己株式	△248
資産合計	45,893,674	評価・換算差額等	△85,230
		その他有価証券評価差額金	△85,230
		純資産合計	15,488,990
		負債純資産合計	45,893,674

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		41,870,919
売上原価		35,464,461
売上総利益		6,406,457
販売費及び一般管理費		3,704,578
営業利益		2,701,879
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	99,658	
その他	49,570	149,229
営業外費用		
支払利息	6,298	
その他	19,695	25,993
経常利益		2,825,114
特別損失		
投資有価証券売却損	18,608	18,608
税引前当期純利益		2,806,506
法人税、住民税及び事業税	893,770	
法人税等調整額	△33,601	860,168
当期純利益		1,946,337

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年2月12日

株式会社電算システム
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 達 治 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 増 見 彰 則 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社電算システムの2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社電算システム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年2月12日

株式会社電算システム
取締役会 御 中有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 達 治 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 増 見 彰 則 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社電算システムの2020年1月1日から2020年12月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第54期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査の方針、監査の計画及び職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月15日

株式会社電算システム 監査等委員会

常勤監査等委員 澤 藤 憲 彦 ㊞
監査等委員 富 坂 博 ㊞
監査等委員 野 田 勇 司 ㊞

(注) 監査等委員 富坂 博及び野田 勇司は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

メモ

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

メモ



重要無形文化財 「本美濃紙（ほんみのし）」

年代のわかる日本最古の紙は、美濃国（岐阜県）、筑前国（福岡県）、豊前国（福岡県・大分県）で漉かれた戸籍用紙（西暦702年）であり、奈良県の正倉院に保管されております。

強靱な耐久性だけでなく、薄さ、やわらかさ、美しさが特徴の美濃和紙、なかでも本美濃紙はその技術が認められ、1969年に国の重要無形文化財に指定、2004年にユネスコ無形文化遺産に登録されました。

なお、重要無形文化財として指定される本美濃紙は、以下の要件を満たすものとなります。

名称：本美濃紙

区分：重要無形文化財

保持団体：本美濃紙保存会（岐阜県）

芸能工芸区分：工芸技術

種別：手漉和紙（てすきわし）

認定区分：保持団体認定

指定年月日：1969年4月15日（昭和44年）

指定要件：

- 一、原料はこうぞのみであること。
- 二、伝統的な製法と製紙用具によること。
 1. 白皮作業を行い、煮熟には草木灰またはソーダ灰を使用すること。
 2. 薬品漂白は行わず、てん料を紙料に添加しないこと。
 3. 叩解は、手打ちまたはこれに準じた方法で行うこと。
 4. 抄造は、「ねり」ところあおいを用い、「かぎつけ」または「そぎつけ」の竹簀による流漉きであること。
 5. 板干しによる乾燥であること。
- 三、伝統的な本美濃紙の色沢、地合等の特質を保持すること。

株主総会会場ご案内図

会場

じゅうろくプラザ 2階 ホール

岐阜県岐阜市橋本町一丁目10番地11
TEL 058-262-0150

開催
日時

2021年3月25日 (木曜日)
午前10時 (受付開始：午前9時)



じゅうろくプラザ



交通機関の
ご案内

- JR岐阜駅より 徒歩/約 2分
- 名鉄岐阜駅より 徒歩/約 7分
- 岐阜各務原I.Cより約10km 車/約15分
- 岐阜羽島I.Cより約15km 車/約20分

駐車場の
ご案内

- 岐阜市駅西駐車場 (有料)
 - 4時間まで ... 30分毎 150円
 - 4時間を超え24時間まで ... 一律 1,200円
- 会場建物内および周辺は禁煙地域となっております。